

昭和四十二年建設省令第三十七号

下水道法施行規則

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第五条第二項、第九条第一項及び第三十一条並びに下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条第三号、第十五条第六号及び第二十四条の規定に基づき、下水道法施行規則を次のように定める。

（流域別下水道整備総合計画の記載方法等）

第一条 下水道法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。

（流域別下水道整備総合計画の作成方法）

第一条の二 法第二条の二第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 法第二条の二第三項第一号から第五号までに掲げる事項を勘案し、公用用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。

二 法第二条の二第三項第一号から第四号までに掲げる事項を勘案し、当該地域において削減されるべき汚濁負荷量を科学的な方法を用いて算出するとともに、そのうち下水道の整備により削減されるべきものに基づき同条第二項第二号に掲げる事項として計画処理人口、計画下水量その他の必要な事項を定めること。

三 法第二条の二第三項第一号に掲げる事項及び下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に定められた水質環境基準の確保の状況その他の同項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第二号に掲げる事項に対応して同条第二項第三号に掲げる事項を定めること。

四 法第二条の二第三項第六号に掲げる事項を勘案し、下水道の計画的かつ効率的な整備を通じ、水質環境基準が定められた公共の水域又は海域の環境上の条件を当該水質環境基準に最も有效地に達せしめるよう、同条第二項第四号に掲げる事項を定めること。

五 法第二条の二第二項第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減の状況その他の同条第三項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第五号に掲げる事項を定めること。

（他の地方公共団体の削減目標量の一部に相当するものとして削減する旨の申出）

第一条の三 高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、法第二条の二第四項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該他の地方公共団体の名称

二 当該高度処理終末処理場及び当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場の名称

三 当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量及びその削減方法

四 当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額

五 当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項

六 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該高度処理終末処理場及び当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場に係る事業計画の写し

二 当該他の地方公共団体が法第二条の二第四項の規定による申出に同意する旨を記載した文書（流域別下水道整備総合計画の届出）

第二条 都府県は、法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。の規定により流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、届出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするための計画書により明らかにするための図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

は、その変更に係るものに限る。）を記載した書類及び予定処理区（流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる」ととされるる地域をいう。」を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件

二 当該地域における土地利用の見通し

三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し

四 当該地域における污水の量及び水質の見通し並びにその推定の根拠

五 計画下水量及びその算出の根拠

六 放流水及び処理施設において処理すべき下水の予定水質並びにその推定の根拠

七 下水の放流先の状況

八 下水道の整備に関する費用効果分析

九 関係都府県及び関係市町村の意見の概要

一 前条第一項の申出書の写し

二 前条第二項各号に掲げる書類の写し

（公共下水道に係る事業計画の届出）

第二条の二 都道府県である公共下水道管理者は、法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、前項に規定する事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付しなければならない。

一 前条第一項の申出書の写し

二 前条第二項各号に掲げる書類の写し

（主要な管渠等）

第三条 下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第一号及び第二号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。

二 令第五条の二第一号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。

（公共下水道に係る事業計画の記載方法等）

第四条 法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類により明らかにしなければならない。

一 下水道計画一般図

二 法第五条第二項に規定する計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図（第十八条第二号において「計画降雨浸水防止区域図」という。）

三 主要な管渠（前条に規定する主要な管渠をいう。）の平面図及び縦断面図

四 处理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図

五 下水の放流先の状況を明らかにする図面

六 その他事業計画を明らかにするために必要な書類及び図面

（計画放流水質）

第四条の二 令第五条の五第二項に規定する計画放流水質は、次に定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理が定めるものとする。

一 放流水の水量及び下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水量又は水質を勘案し、放流が許容される生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量を科学的な方法を用いて算出した数値（次の表の上欄に掲げる項目について算出した数値が、同表の下欄に掲げる数値を超える場合にあつては、同欄に掲げる数値）を計画放流水質として定めること。

四　へ　その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

イ　汚水の処理の方法については、次に掲げる事項を記載すること。

ロ　汚水の処理施設の設置場所

ハ　汚水の処理施設による工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日

ニ　污水の処理の系統

ホ　污水の集水及び污水の処理施設までの導水の方法

ヘ　污水の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動が

ある場合には、その概要

ト　汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量

チ　汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常の値及び最大の値並びに当該汚水の通常の量及び最大の量

リ　汚水の処理によって生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要

ヌ　污水を公共下水道又は流域下水道へ排出する方法（排出口の位置及び数並びに排出先を含む）

ル　その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

五　公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載すること。

イ　公共下水道又は流域下水道への排出口における下水の通常の量及び最大の量並びに当該下水の水質の通常の値及び最大の値

ロ　その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項

六　用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。

（特定施設の使用の届出）

第九条　法第十二条の三第二項及び第三項（法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

二　前条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

（特定施設の構造等の変更の届出）

第十一条　法第十二条の四（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の管理者は、法第二十五条の三十第一項による届出書によつてしなければならない。

二　第八条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

（受理書）

第十二条　法第十二条の七（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第一号（法第二十五条の三十第一項においてこれらを規定する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書（氏名の変更等の届出）

第十三条　法第十二条の八第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）

第十三条　法第十二条の八第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。

（届出書の提出部数）

第十四条　法第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道の管理者に対して行うときは、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（水質の測定等）

第十五条　法第十二条の十二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一　水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する検定の方法により行うこと。

二　前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中一日一回以上、生物化学的酸素要求量については十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、ダイオキシン類については一年を超えない排水の期間ごとに一回以上、その他の測定項目については七日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この号及び第四号において同じ。）の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘査してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。

三　第一号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。

四　第一号の測定は、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道を除く。以下この号及び第四号において同じ。の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘査してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。

五　前各号の測定の結果は、別記様式第十二による水質測定記録表により記録し、その記録を五年間保存すること。

（証明書の様式）

第十六条　法第十三条第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十七条　令第十五条第十号に規定する同条第一号から第九号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者であつて、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるもの

イ　計画設計を行わせる場合（二年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ　実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理を行わせる場合

六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの

イ　計画設計を行わせる場合（二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合（一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ　排水施設に係る監督管理等を行わせる場合（六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、十年を超える五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。
 (軽微な変更)
第十七条の十二 法第二十五条の十三第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定期月日の同一会計年度内の変更とする。
 (流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の十三 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む)の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
 (流域下水道に係る事業計画の記載方法等)

第十八条 法第二十五条の二十四に規定する事業計画は、別記様式第十六の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

- 一 下水道計画一般図
- 二 計画降雨浸水防止区域図
- 三 排水施設(雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設を除く。)の平面図及び縦断面図
- 四 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設、処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
- 五 下水の放流先の状況を明らかにする図面
- 六 その他事業計画を明らかにするために必要な書類及び図面

(流域下水道の供用又は処理開始の通知事項)
第十九条 法第二十五条の二十六に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 流域関連公共下水道により下水を排除又は処理すべき区域
- 二 供用又は処理を開始しようとする排水施設の位置
- 三 供用又は処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
 (都市下水路台帳)

第二十条 都市下水路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

- 一 調書には、都市下水路につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 一 集水区域の面積及び集水区域内の地名
 二 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
 三 管渠(取付管渠を除く。以下同じ。)の延長並びにマンホール(雨水吐室及び伏越室を含む。以下同じ。)汚水ます及び雨水ますの数
 四 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
 五 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 六 法第二十九条第一項の許可を受け、又は法第四十一条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件(仮設のものを除く。以下同じ。)に関する次に掲げる事項
 イ 名称、位置及び構造
 ハ 設置者の氏名及び住所

- 3 図面は、一般図及び施設平面図とし、都市下水路につき、次の各号により調製するものとする。
 一 一般図は、次に掲げる事項を記載した縮尺一万分の一未満五万分の一以上の地形図とすること。

ハ 集水区域の境界線
 ハ 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
 ニ 处理施設及びポンプ施設の位置及び名称
 ハ 方位、縮尺、凡例及び調製の年月日
 ハ 施設平面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺六百分の一の平面図とすること。
 ハ 前号イ及びホに掲げる事項
 ロ 管渠の位置、形状、内り寸法、勾配、区間距離及び管渠底高並びに下水の流れの方向
 ハ 取付管渠の位置、形状、内り寸法及び延長
 ハ マンホールの位置、種類及び内り寸法
 ハ 汚水ます及び雨水ますの位置及び種類
 ハ ランプホールの位置
 ハ ポート
 ハ 吐口の位置並びに下水の放流先の名称並びにその高水位、低水位及び平均水位
 ハ 排水施設に接続する道路の側溝、公共溝渠等(ルに掲げる施設又は工作物その他の物件を除く。)の位置、形状、内り寸法及び名称
 ハ リ 处理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位及び名称
 ハ ル 法第二十九条第一項の許可を受け、又は法第四十一条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称
 ハ ヲ 附近の道路、河川、鉄道等の位置

- 4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。
 (証明書の様式)
- 5 **第二十二条** 法第三十二条第五項の証明書の様式は、別記様式第十七とする。
 (損失補償の裁決申請書の様式)
 (権限の委任)
- 6 **第二十三条** 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開拓局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
 一 法第二条の二第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること(二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。)
 二 法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。
 三 法第四条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。
- 7 **第二十四条** 法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。
- 8 **第二十五条** 法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。
- 9 **第二十六条** 法第三十七条第一項又は第二項の規定により指示をすること。

七 法第三十九条第一項の規定により必要な報告を繳すること。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。
(権限の委任に関する特例)

2 法第二条の二第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は水域又は海域(二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。)の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、当該流域別下水道整備総合計画が定められない地域における下水道についての第二十三条の規定の適用については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、同条各号列記以外の部分中「第二号から第七号までに」とあるのは、「第六号及び第七号に」とする。

附 則 (昭和四六年一〇月九日建設省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一二月二十五日建設省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年八月二〇日建設省令第一二号)

この省令は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第一百十一号)の施行の日(昭和四十九年九月一日)から施行する。

附 則 (昭和五〇年一〇月九日建設省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二十五日建設省令第二号)

この省令は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第一百十一号)の施行の日(昭和四十九年九月一日)から施行する。

附 則 (昭和四八年一二月二十五日建設省令第一一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二十五日建設省令第二一号)

この省令は、公害健康被害補償法(昭和四八年法律第一百十一号)の施行の日(昭和四十九年九月一日)から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二十五日建設省令第二一六号)

この省令は、公害健康被害補償法(昭和四八年法律第一百十一号)の施行の日(昭和四十九年九月一日)から施行する。

附 則 (平成六年一月二七日建設省令第三号)

この省令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月九日建設省令第四号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二七日建設省令第四九号)

この省令は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の施行の日(平成十一年一月十五日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日建設省令第一〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日建設省令第四号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日建設省令第四号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日建設省令第四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年六月二十五日国土交通省令第一〇〇号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一二日国土交通省令第一一一号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二六日国土交通省令第一〇三号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日国土交通省令第六号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成一十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年五月八日国土交通省令第七号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成一十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年五月二三日国土交通省令第五五号)

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号)

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施行する。

附 則 (平成二四年五月二三日国土交通省令第五五号)

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号)

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施行する。

附 則 (平成二四年五月二三日国土交通省令第五五号)

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号)

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施行する。

附 則（平成二十七年一月二三日国土交通省令第七八号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十七年十一月十九日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号）

（施行期日）

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百九十七号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年八月一九日国土交通省令第六二号）

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

附 則（令和六年三月一三日国土交通省令第二〇号）

この省令は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。（施行期日）

別記
様式第一（第一条関係）（昭49建令21・余改・昭53建令2・平元建令3・平5建令18・平16建交令12・平17国交令103・平24国交令7・平27国交令4・令元国交令1・令元国交令20・一部改正）
(表紙)

流域別下水道整備総合計画書					
---------------	--	--	--	--	--

備考

用紙は、日本産業規格 A4 を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表) 下水道の整備に関する基本方針

- (イ) 整備の目標
(ロ) 整備計画年度 ○○年度より○○年度まで
(ハ) 都市別整備方針

都市名 の名称	予定処理区分合流式・分 流式の別	計画処理人口 (単位千人)	計画下水量 (単位立方メートル/日)	摘要	要
計				X	X

備考

「予定処理区」とは、流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができるところとされている地域をいいます。

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定期

水域 名 称 定区間	低水位又は最高水 位(単位立方メー トル/秒又は メートル)	目標類型	同左達成暫定目標	同左達成 予定期限	摘要

備考

「低水位」は、東京湾中等潮位を基準とすること。

(第2表) 处理施設

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力(単位:キロメートル ³ /日)	削減目標量(単位:キログラム/日)	削減方法	削減目標量(単位:キログラム/日)	放流先の名称及び位置	摘要

備考

- 1 「位置」の欄は、市町村名を記載すること。
- 2 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。
- 3 「削減目標量」及び「削減方法」の欄は、令第2条の2に規定する要件に該当する公共の水域又は海域について定められる場合に記載すること。
- 4 法第2条の2第4項の規定による申出があつた場合は、同条第5項に規定する事項を別表に記載すること。
- 5 「放流先の名称及び位置」の欄は、放流先の名称については河川等の名称を記載し、放流先の位置については左右岸の別及び水質基点、主要な支川合流点又は主要な取水点との上下流関係を明らかにして記載すること。
- 6 「摘要」の欄は、計画下水量並びに整備計画年度の最終年次における放流水の予定水質(計画処理水質)及び処理施設において処理すべき下水の予定水質(計画流入水質)を記載すること。季節に応じ、計画処理水質を変更する場合には、整備計画年度の最終年次における季節別の放流水の予定水質(季節別処理水質)をも記載すること。

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度 ○○年度より○○年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定処理区の名称	処理施設の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の実施順位

(別表)

法第9条の2第1項の規定による申出に係る年度処理終末処理場				左欄の中出に同意した他の地方公共団体が管理する特定終末処理場			
当該高度処理場の運営を委託する地方公共団体の名称	当該申出に係る放流水の予定水質(単位:キログラム/日)	当該高度処理終末処理場の運営を委託する他の地方公共団体の名称	当該特定期終末処理場の運営を委託する他の地方公共団体の名称	当該目標量(単位:キログラム/日)	当該高度処理場の運営を委託する他の地方公共団体の名称	当該高度処理場の運営を委託する他の地方公共団体の名称	当該高度処理場の運営を委託する他の地方公共団体の名称

様式第二(第四条関係)

(表紙)

公共下水道事業計画書 公共下水道管理者 工事着手の予定年月日 工事完成の予定年月日
--

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表)

予定処理区域調査			
予定処理区域の面積	ヘクタール	予定処理区域内の地名	
処理区の名称	面積 (単位 ヘクタール)	摘要	

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調査中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2 「予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載とともに、具体的な予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

3 「処理区」とは、合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の污水管渠により排除される下水が二以上の終末処理場によって処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

4 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

計画降雨調査			
処理区の名称	計画降雨		摘要
	一時間当たりの降雨量 (単位 ミリメートル)	確率年	

備考

1 分流式の公共下水道又は雨水公共下水道については、雨水に係る排水区の計画降雨を記載し、当該記載については、調査中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2 「摘要」の欄は、一の処理区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区的名称を記載とともに、具体的な地区については、当該欄に「地区は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

(第3表)

吐口調査							
処理区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号 又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	放流先の水位	摘要

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水を排除すべき吐口を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調査中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2 「主要な吐口」とは、令第5条の2第1号の吐口をいう。

3 「主要な吐口の種類」の欄は、処理施設に係る吐口、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口ごとに、それぞれ、処理施設、雨水吐、分流式雨水管渠又は雨水公共下水道と記載すること。また、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と記載すること。

4 「放流先の水位」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。

5 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、橈門又は樋管の存する吐口については、橈門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。

(第4表)

管渠調査書				
処理区の名称	主要な管渠の内寸法 (単位 ミリメートル)	延長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘要
計				

備考

1 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう。

2 分流式の公共下水道については、污水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。

4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第5表)

終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ハектール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大 (単位 立方メートル)	雨天日最大 (単位 立方メートル)		
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	力	概要		

--	--	--	--	--

備考

1 この表は、法第2条第3号イに該当する公共下水道について記載すること。

2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。

3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。

4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第6表)

ポンプ施設の名称	処理区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積 (単位 ハектール)	1分間の揚水量 (単位 立方メートル)		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	力	概要

備考

分流式の公共下水道については、污水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とで記載し、雨水公共下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

(第7表)

貯留施設調書				
処理区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位 立方メートル)	摘要

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分け記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る貯留施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第2号の貯留施設をいう。

3 「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。

様式第三(第四条関係)
(表紙)

流域関連公共下水道事業計画書
流域関連公共下水道管理者
工事着手の予定年月日
工事完成の予定年月日

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表)

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調査					
予定処理区域の面積	ヘクタール	予定処理区域内の地名			
処理分区の名称	面積 (単位 ヘクタール)	流域下水道との接続箇所の番号	流域下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘要

備考

1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水に係る予定処理区域の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「処理分区」とあるのは「排水区」と、流域関連公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流する場合には、調書中「流域下水道との接続箇所」とあるのは「放流箇所」と、「接続する流域下水道の幹線名」とあるのは「放流先の名称」とする。

2 「予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

3 「処理分区」とは、流域関連公共下水道の予定処理区域にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が二以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものという。

4 「処理区」とは、汚水管渠により排除される下水が二以上の終末処理場によって処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものと定義する。

5 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水管渠管理者が定めるものという

(第2章)

計画降雨調書			
処理分区 の名称	計画降雨		摘要
	一時間当たりの降水量 (単位 ミリメートル)	確率年	
			雨量記録表

145

- 1 分流式の公共下水道又は雨水公共下水道については、雨水に係る排水区の計画降雨を記載し、当該記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
 - 2 「摘要」の欄は、一の処理分区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨による地区的名称を記載するとともに、具体的な地区については、当該欄に「地区名下水道計画一般図表示のおり」と記載すること。

(第3表)



備考

- 1 分流式の公共下水道については、污水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の污水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。

2 「主要な吐口」とは、金第5条の2第1号の吐口をいう

3 「主要な吐口の種類」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口ごとに、それぞれ、雨水吐又は分流式雨水管渠と記載すること。また、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設記載欄に記入すること。

4 「放流先の水位」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうち、まずは施設に係る吐口については計画高水位管を記載すること。

5 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、¹⁵樋門又は¹⁶樋管の存する吐口については、¹⁷樋門又は¹⁸樋管の点検の方針及び頻度を記載すること。

(755-1-14)

管 線 調 查 書				
処理分区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘要

備考

- 1 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう

- 2 分流式の公共下水道については、污水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の污水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「所」

理分区」とあるのは「排水区」とする。

- 3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。
 - 4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第5表)

備考

- 1 この表は、雨水流域下水道に接続する公共下水道について記載すること。
 - 2 「終末処理場等」とは、終末処理施設及び終末処理場以外の処理施設をいう。
 - 3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
 - 4 「処理方法」の欄は、令第5条の第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第6表)

ポンプ施設調書						
ポンプ施設の名称	処理分区の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積 (単位ヘクタール)	1分間の揚水量 (単位 立方メートル)		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	

備考

分式流の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分式流の公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。

(第7表)

貯留施設調書				
処理分区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位立方) (メートル)	摘要

備考

- 1 分流式の公共下水道については、污水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分け記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調査書「処理分区」とあるのは「処理区」、と分流式の公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調査書「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
 - 2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の第2号の貯留施設をいう。
 - 3 「摘要」の欄は、当該貯留施設を複数ある場合は記載すること。

鉛及びその化合物 (溶解性)				ミリグラム／リットル
マンガン及びその化合物 (溶解性)				ミリグラム／リットル
クロム及びその化合物				ミリグラム／リットル
ダイオキシン類				ピコグラム／リットル
※				
摘要				

備考

- 1 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

様式第五（第六条関係）（昭和律令12・通か、昭22建令2・旧様式第四の二條下・一部改正、平11建令6・平11建令49・今2建文令6・一部改正）

公共下水道（流域下水道）使用開始届

年 月 日

公共下水道管理者（流域下水道管理者） 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道（流域下水道）の使用を開始するので、届け出ます。

排水場所	排水口数
開始年月日 年 月 日	特定施設の種類

備考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

様式第六(第八条関係)

特 定 施 設 置 届 出 書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者
住所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
電話番号

下水道法第12条の3第1項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第
項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号
工場又は事業場の所在地	※受理年月日 年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	※施設番号
△特 定 施 設 の 構 造 別紙のとおり。	※審査結果
△特 定 施 設 の 使用 の 方 法 別紙のとおり。	※備考
△汚 水 の 处 理 の 方 法 别紙のとおり。	
△下 水 の 量 及 び 水 質 别紙のとおり。	
△用 水 及 び 排 水 の 系 統 别紙のとおり。	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第七(第九条関係)

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者
住所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
電話番号

下水道法第12条の3第2項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第
2項)、下水道法第12条の3第3項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第
3項)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号
工場又は事業場の所在地	※受理年月日 年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	※施設番号
△特 定 施 設 の 構 造 別紙のとおり。	※審査結果
△特 定 施 設 の 使用 の 方 法 别紙のとおり。	※備考
△汚 水 の 处 理 の 方 法 别紙のとおり。	
△下 水 の 量 及 び 水 質 别紙のとおり。	
△用 水 及 び 排 水 の 系 統 别紙のとおり。	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第八(第十条関係)

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

下水道法第12条の4(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の4)の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※監理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※施設番号	
△特定施設の構造(特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統)	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第九(第十二条関係) (昭32建令2・追加、平5建令18・令元國交令20・一部改正)

受 理 書

第 号

年 月 日

殿

公共下水道管理者(流域下水道管理者) 印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	
届出の内容	
届出に係る特定施設の種類	

備考

- 1 「届出の根拠」の欄は、「下水道法第12条の3第1項」又は「下水道法第12条の4」と記載すること。
- 2 「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第十(第十二条関係)

氏名変更等届出書

年月日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、下水道法第12条の7(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	※整理番号	
	変更後	※受理年月日	年月日
変更年月日	年月日	※施設番号	
変更の理由		※備考	

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一(第十二条関係)

特定施設使用廃止届出書

年月日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年月日
特定施設の種類	※施設番号	
特定施設の設置場所		※備考
使用廃止の年月日	年月日	
使用廃止の理由		

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十二(第十三条関係)

承継届出書

年月日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者
住所
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項(下水道法第25条
の30第1項において準用する同法第12条の8第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号
工場又は事業場の所在地	※受理年月日 年月日
特定施設の種類	※施設番号
特定施設の設置場所	※備考
承継の年月日 年月日	
被承継者 氏名又は名称	
被承継者 住所	
承継の原因	

備考

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十三(第十五条関係) (昭46建令21・全改、昭52建令2・旧様式第五條下・一部改正、平11建令49・一部改正)

水質測定記録表

測定年月 日及び時 刻	測定場所 名称	排水量 (単位立方 メートル/日)	特定施設の 使用状況	採水 者	分析 者	測定項目	備考

備考

1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示す
ること。2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒
性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令第1
号)第9条に規定するところにより2, 3, 7, 8一四塩化ジベンゾーパ
ラジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

様式第十四(第十六条関係)

(表)

第 号	身分証明書	
	ふりがな 氏名	年月日生
	職名	
上記の者は、下水道法第13条第1項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第13条第1項)の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。		
発行年月日	有効期限	
		任命権者 印

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(準用規定)

第25条の30 第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。

様式第十五（第十七条の六関係）

年 月 日

公共下水道管理者 殿

認定申請者

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名

雨水貯留浸透施設整備計画認定申請書

下水道法第25条の10第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画について次のとおり認定を申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画

1 雨水貯留浸透施設の位置

地名地番	
敷地の面積	
1 所有権 土地に関する権原	2 借地権・その他（ ） 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

注 「土地に関する権原」の欄中「借地権・その他」とは、雨水貯留浸透施設の敷地となるべき土地について施設の所有を目的とする地上権、賃貸権又は使用賃借権をいう。

2 雨水貯留浸透施設の規模

雨水貯留浸透施設全体の雨水を貯 留する容量	貯留施設	m ³	計	m ³
雨水貯留浸透施設全体の容量のう ち貯留・指標に基づく雨水を貯留 する容量	浸透施設	m ³		

注 「貯留施設」の欄は、雨水を貯留する容量を記載し、「浸透施設」の欄は、雨水を地下に浸透させる量を、雨水を貯留する容量に換算した数値を記載すること。

3 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

雨水貯留浸透施設の構造	
雨水貯留浸透施設の設備	

4 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

建設等所要資金予定額	内 訳 (円)	
	建設費	○ ○ ○
計		
自己資金		
借入金		(借入先ごとに記載)
○ ○ ○		
計		

5 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

管理の期間	年 月から 年 月まで (年 ヶ月間)
管理期間における管理の方式	1 委託業者による管理 2 自ら管理 3 その他 ()
委託業者等の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	
点検の内容	
点検の頻度	
方法	点検により異常があることが明らかとなった場合に講じる措置
修繕の計画	
その他必要な事項	
備付図書	

注 「管理期間における管理の方式」の欄中「その他」とは、下水道法第25条の3第1項又は第25条の4第1項に規定する管理協定に基づく公共下水道管理者である地方公共団体による管理等をいう。

注 「備付図書」の欄は、備付図書がある場合は記載すること。

6 雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施期間

工事の着手の予定年月日	年　月　日
工事の完了の予定年月日	年　月　日

7 雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項

下水道法第16条の規定による承認が必要な工事の有無	有　・　無
---------------------------	-------

様式第十六(第十八条関係)
(表紙)

流域下水道事業計画書
流域下水道管理者 工事着手の予定年月日 工事完成の予定年月日

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表)

流域間連公共下水道の予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書							
流域間連公共下水道の予定処理区域の面積		ヘクタール		流域間連公共下水道の予定処理区域内の地名			
流域下水道処理区の名称	市町村名	流域間連公共下水道の名称	処理分区の名称	面積(単位ヘクタール)	流域間連公共下水道との接続箇所の番号	流域間連公共下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名
~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~	~~~~~ ~~~~~

## 備考

1 分流式の流域下水道(雨水流域下水道を除く。)については、流域間連公共下水道の汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水流域下水道については、流域間連公共下水道の雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調査中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」と、「処理分区」とあるのは「排水区」とする。

2 「流域間連公共下水道の予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な流域間連公共下水道の予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

3 「流域下水道処理区」とは、流域下水道により排除される下水が二以上の終末処理場によつて処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除する

ことができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。

4 「処理分区」とは、流域関連公共下水道の予定処理区域にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が2以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。

5 「流域下水道排水区」とは、分流式の流域下水道の雨水管渠について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。

6 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものという。

(第2章)

計画降雨調書					
流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	計画降雨	摘要
				一時間当たりの降雨量 (単位ミリメートル)	
フジツボ川流域下水道処理区	福島市	福島市下水道	福島市下水道	100	摘要欄

備考

1 分流式の流域下水道又は雨水流域下水道については、流域間連公共下水道の雨水による計画降雨を記載し、当該記載については、調査書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」と、「処理分区」とあるのは「排水区」とする。

2 「摘要」の欄は、一の処理分区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区的名称を記載とともに、具体的な地区については、当該欄に「地区は下水道計画一般表示の範囲内」を記載すること。

(第2章)

# 吐 口 調 書

備

1 分流式の流域下水道(雨水流域下水道を除く。)については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口に分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水を排除すべき吐口を記載すること。分流式の流域下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調査中「流域下水道処理区域」、又はその「流域下水道排水区域」とする。

2 「吐口の種類」の欄は、処理施設に係る吐口、雨水吐の吐口又は分流式の流域下水道の雨水を排除すべき吐口ごとに、それぞれ、処理施設、雨水吐又は分流式雨水管渠と記載すること。また、雨水吐の吐口又は分流式の流域下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポン

ノ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と計画すること。

3 「放流先の水位」の欄は、処理施設の吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口について

は計画高水位等を記載すること。

4 「摘要」の欄は、雨水吐きについては、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及

び頻度

計			
---	--	--	--

## 備考

1 分流式の流域下水道(雨水流域下水道を除く。)については、污水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の流域下水道の雨水管渠の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。

2 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。

3 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第5表)

終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ハクタール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大 (単位 立方メートル)	雨天日最大 (単位 立方メートル)		
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	概要			

## 備考

1 この表は、法第2条第4号イに該当する流域下水道について記載すること。

2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。

3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により流域下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。

4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第6表)

ポンプ施設調書				
ポンプ施	流域下水	ポンプ施	敷地面積	1分間の揚水量

設の名称	道処理区の名稱	設の位置 (単位 ハクタール)	(単位 立方メートル)		摘要
			晴時最大	雨天時最大	
ポンプ施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	概要

## 備考

分流式の流域下水道(雨水流域下水道を除く。)については、污水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。

(第7表)

貯留施設調書				
流域下水道処理区の名稱	貯留施設の名稱	貯留施設の位置	貯留能力 (単位 立方メートル)	摘要
(第8表)				

## 備考

1 この表は、法第2条第4号イに該当する流域下水道について記載すること。

2 分流式の流域下水道については、污水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。

3 「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。

雨 水 流 量 調 節 施 設 調 書
---------------------

雨水流域下水道排水区の名称	雨水流量調節施設の種類	雨水流量調節施設の名称	雨水流量調節施設の位置	雨水流量調節施設の構造	雨水流量調節施設の能力	摘要
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

備考

- 1 この表は、雨水流域下水道について記載すること。
- 2 「雨水流量調節施設」とは、法第2条第4号ロに規定する雨水の流量を調節するための施設をいう。
- 3 「雨水流量調節施設の種類」の欄は、堰、オリフィス、ゲート、貯留施設等を記載すること。
- 4 「摘要」の欄は、当該雨水流量調節施設を設置する目的を記載すること。

様式第十七(第二十一条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書	年 月 日生
	ふりがな 氏 名	
	職 名	
上記の者は、下水道法第32条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		
発行年月日		任命権者 印
有効期限		

(裏)

下 水 道 法 抜 す い
(他人の土地の立入又は一時使用)
第32条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3 第1項の規定により宅地又ははかり、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又是一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

様式第十八(第二十二条関係)

裁決申請書

年 月 日

収用委員会 御中

裁決申請者 住所
氏名

下水道法第32条第9項(第38条第5項)の規定による損失の補償について、同法第32条第9項(第38条第6項において準用する第32条第9項)の規定による協議が成立しないから、次のように裁決を申請します。

- 1 相手方である公共下水道管理者(流域下水道管理者、都市下水路管理者)
 - 2 損失の事実
 - 3 損失の補償の見積及びその内訳
 - 4 協議の経過
- 備考
- 1 裁決申請者が2人以上場合は連名で申請することができる。
 - 2 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
 - 4 「損失の補償の見積及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
 - 5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。